

別記様式第1号(第9条関係)

主催  学内者  学外者

学術交流会館使用許可申請書

年 月 日

国立大学法人北海道大学総長 殿

申請者	所属	電話	
	職名	氏名	印
連絡先	職・氏名	電話	
		FAX	
使用責任者	所属部局	電話	
	職名	氏名	印

下記のとおり学術交流会館を使用したいので許可申請します。

なお、使用に当たっては学術交流会館使用の諸規程を厳守します。

使用目的又は会議等の名称			
使用施設	<input type="checkbox"/> 講堂( <input type="checkbox"/> 映写室 <input type="checkbox"/> 同時通訳室) <input type="checkbox"/> 小講堂( <input type="checkbox"/> 映写室) <input type="checkbox"/> 第1会議室 <input type="checkbox"/> 第2会議室 <input type="checkbox"/> 第3会議室 <input type="checkbox"/> 第4会議室 <input type="checkbox"/> 第5会議室 <input type="checkbox"/> 第6会議室 <input type="checkbox"/> 応接室 <input type="checkbox"/> ホール		
使用日時(準備及び後片付けに要する時間を含む。)	年 月 日 時から 時まで	年 月 日 時から 時まで	
参加予定人員	人(学内者 人, 学外者 人)		
貸与希望機器等			
持込機器等			
北海道大学ホームページへの掲載希望の有無	<input type="checkbox"/> 有(Webページのアドレス) <input type="checkbox"/> 無		
※使用料	有・無	円 (固定資産貸付料 (光熱水料等	円) 円)
備考			

(注)裏面の「使用申込みについての注意」をよく読んで記入してください。

(裏面)

## 使用申込みについての注意

### 1 使用申込先及び受付時間

- (1) 申込先：財務部資産運用管理課(電話：011—706—2042)
- (2) 受付時間：午前9時から午後4時まで  
(ただし、日曜日、土曜日、休日及び年末年始の期間を除く。)
- (3) 原則として使用日の14日前までに提出してください。ただし、日曜日、土曜日及び休日の使用については、2月前までに提出してください。

### 2 申請書の記入要領

- (1) 申請者は、代表者又はこれに準ずるものとしてください。  
なお、申請者が団体の代表者等の場合にあつては、所属欄に団体名及び団体の住所を記入してください。
- (2) 使用責任者は、国立大学法人北海道大学学術交流会館規程(昭和60年海大達第1号)第8条に規定する使用日及び使用時間の特例により、本学職員が使用責任者となる場合についてのみ記入してください。
- (3) 使用目的又は会議等の名称欄には、できるだけ具体的に記入してください。
- (4) 使用施設欄には、使用を希望する施設について、該当する□の中にレ印を付してください。
- (5) 同時通訳室の使用を希望する場合には、事前に設備を確認の上、申請してください。
- (6) 使用日時欄には、準備及び後片付けに要する時間を含めて記入してください。
- (7) 貸与希望機器等欄及び持込機器等欄には、担当者に相談の上、記入してください。
- (8) 北海道大学ホームページへの掲載希望の有無欄には、本学のホームページに会議等の情報(名称、開催日時、連絡先等)を掲載することの希望の有無について、該当する□の中にレ印を付してください。  
なお、掲載を希望する場合であつて、当該会議等のWebページのアドレスの掲載を併せて希望するときは、当該アドレスも記入してください。
- (9) 本学のホームページへの会議等の情報の掲載に関して不明な点がある場合には、総務企画部広報課(電話：011—706—2153)に問い合わせください。
- (10) ※印欄には、記入しないでください。

### 3 注意事項

- (1) 部局主催の場合には、当該部局の事務部を通して提出してください。
- (2) 学外者のみの使用又は学外の団体等が主催する会議等に使用する場合には、使用料を徴収します。
- (3) けんそう行為等他に迷惑を及ぼす催しは、お断りします。
- (4) 使用日時等の変更又は使用を中止しようとするときは、速やかに担当者までご連絡ください。
- (5) 電話での申込みは、お断りします。

使用時間記入表

年

月 日 曜日	月 日 ( )	月 日 ( )	月 日 ( )	月 日 ( )
時 間	9 12 17 21	9 12 17 21	9 12 17 21	9 12 17 21
講 堂				
映写室				
同時通訳室				
小講堂				
映写室				
第1会議室				
第2会議室				
第3会議室				
第4会議室				
第5会議室				
第6会議室				
応接室				
ホール				